

南宋の晋山式と住持の職能

——出世の新しい意味——

千 田 たくま

はじめに

南宋時代(一一二七—一二七九)、南宋人たちは金と元の外圧を受ける苦境の中で、淮河以南において新しい社会を生み出していた。それは専門分業化による財産の集中と機構制度化による権限の集中が進んでいく社会で、広大な莊園が私有されて貨幣・経済商品経済が発達するとともに、専制国家を目指す王朝が政治、文化、経済を制御しているとする時代であった。¹⁾

財産の集中については、たとえば江湖派の代表詩人である劉克莊(後村居士、一一八七—一二六九)が、端平元年(一二三四)の上奏で、

昔の所謂富貴とは、象犀珠玉の好きを聚め、声色耳目の奉じるを窮むるに過ぎず。其れ尤も鄙なる者も則ち多くは塙中の金を積むのみ、千家の膏腴を吞噬し、数路の阡陌を連亘するに至つては、歳入百万斛と号す。則ち開闢より以来、未だこれ有らざるなり。此れに垂ぐ者又た数家なり。

昔之所謂富貴者、不過聚象犀珠玉之好、窮声色耳目之奉。其尤鄙者則多積塢中之金而已、至於吞噬千家之膏腴、連亘數路之阡陌、歲入号百萬斛。則自開關以來、未之有也。亞乎此者又數家焉。²⁾

昔の富貴（富裕層）は、珍品を集め、新しいものや美しいものを好む程度だった。だが南宋では辺鄙な地方の富裕層でも昔の「郡塢」なみの銭や宝石・食料を備蓄しており、都市部の大富裕層だと歳入が「百万斛」にもなる。しかもこのような大富裕層に次ぐ富裕層も数家存在している、と述べている。

ここで論じられている新興富裕層は、それまでの貴族層と庶民層の中間に位置する社会階層¹⁾郷紳である。この階層から科挙に合格する新興エリート層が登場して士大夫となっていくことで、新興富裕層が政治に参入していき、いわゆる官戸形勢戸が形成され権限が集中していく。

南宋社会はこのような競争社会へと進むとともに、それとは別の側面の発展もあった。それはロバート・ハイムスとコンラッド・シロカウアーが「義（正義、*Yi* and *Yin*）」は、南宋になると、ますます一族と国家の中間に位置する領域で、互助的社会活動と準公式的統治とにかかわる脈絡において使用されるようになる³⁾と論じたように、政治共同体（国家）と血族共同体（一族）との間にある福祉の領域、つまり公と私の相互補助の隙間を補完する「義」の領域の進展があった。

この点については、陸九淵（象山、一一三九～一一九二）が「公義私利」という問題から儒教と仏教を取り上げて議論している。まず儒教について、

人に五官有り、官に其の事有り、是に於いて是非得失有り、是に於いて教え有り学び有り。其の教えの従いて立つる所の者は此くの如し。故に義と曰い公と曰う。

人有五官、官有其事、於是是有是非得失、於是是有教育學。其教之所從立者如此。故曰義曰公。⁴⁾

儒者は正不正や損得に注意して教育を行い、義（義務）と公（公益）を重視・問題視して、世間の中での「経世済民」を説くという。一方、仏教について、

其れ得道明悟有る者は、則ち本と生死無く、本と輪廻無く、本と煩惱無しと知る。故に其れ言いて曰く、生死事大と。如兄の所謂菩提発心とは、亦ただ此の一大事為り。其の教えの従いて立つる所の者は此くの如し。故に私と曰い利と曰う。

其有得道明悟者、則知本無生死、本無輪廻、本無煩惱。故其言曰、生死事大。如兄、所謂菩提発心者、亦只為此一大事。其教之所從立者如此。故曰私曰利。⁵⁾

僧侶は生死の一大事を論じ、私（個人の尊厳）と利（私的欲求）を重視・問題視して、出世間での未来にわたる救済を説くという。

陸九淵の論敵の朱熹（朱子、一一三〇～一二〇〇）も、社會法を唱えてコミュニティ福祉、互助制度の充実を目指しており、公共の道義性の問題に取り組んでいる。つまりこの時代には「道義性」という問題が意識されていた。

南宋時代は、大土地私有と経済発達そして社会分業化が進む中で、新興エリート層が科挙によって、皇帝を頂点とした専制国家に吸収され士大夫となり、その士大夫が文化を規定していくという構造を持っていた。その中で、公と私の間を補間する社会互助が進展していくのが、一つの特徴である。それは仏教においても同様であり、莊園や各種権利が集中して大領主的寺院が登場し、機構制度と互助制度が発達していく。

本稿は、このような南宋時代に、公私の隙間に位置する僧侶が、

一、どのような制度的手順と儀式により住持に就任したのか

二、寺院や住持には何が求められていたのか

を、南宋滅亡（一二七九）が焦眉する咸淳十年（一二七四）に成立した『叢林校定清規総要』（以下『校定清規』）に述べられる晋山式の式次第によって検討していく。⁶

一 拜請と退院（退山）

『校定清規』で晋山式に関係する項目は、巻上の第二五の専使請住持、住持受請と、第二六の新住持入院であり、それぞれ北宋の『禪苑清規』の請尊宿、尊宿受疏、尊宿入院と対応している。両者を比較すると、『校定清規』は情報量が三倍に増えており、より儀式内容や意味が詳細に把握できるようになっている。

では当節より、順次『校定清規』の専使請住持、住持受請、新住持入院を読み解いていこう。ただし住持就任予定者の役位の違いによる所作や対応の差異については、紙数の都合から適宜省略して論じていく。

さてまず専使請住持と住持受請によると、要請側の寺院において役位や者旧で合議し、専使を決め、拜請に向かった。そして専使が拜請先の寺院に到着すると、

如し専使、彼の寺に到り、当代を請うが若きは、合に先ず知客に見え、次いで庫司に見ゆべし。安下に送られおれば門状を備えて、先ず頭首に見え、次いで単寮にも見ゆ（門状無し）。人事畢りて、方めて疏帖を寢堂上に安お排し、住持人の出でて相看するを請う。焼香大展礼拝し、咨稟して、疏帖を呈す。次いで知客引いて諸寮及び行

堂に往き人事す。

(中略) 彼の寺の西堂・頭首・耆旧人を請うが如きは、専使、門に入りて、先ず知客に見え、引かれて方丈に上り人事し、方丈より安下に送らる。次いで庫司・諸寮・行堂に往いて人事し畢る。侍者も同じうす。再び方丈に詣で咨稟す、「某寺、今、某人を請う」と。却つて彼の寮中に往いて咨稟し、然る後、人事して、焼香大展三拜し、疏帖を呈す。

如専使到彼寺、若請当代、合先見知客、次見庫司。送安下訖備門状、先見頭首、次見單寮(無門状)。人事畢、方安排疏帖於寢堂上、請住持人出相看。焼香大展礼拜、咨稟、呈疏帖。次知客引往諸寮、及行堂人事。

(中略) 如請彼寺西堂・頭首・耆旧人、専使入門、先見知客、引上方丈人事、方丈送安下。次往庫司・諸寮・行堂人事畢。同侍者。再詣方丈咨稟、某寺今請某人。却往彼寮中咨稟、然後人事、焼香大展三拜、呈疏帖。^⑦

現住持を要請する場合は、最初に知客と庫司に挨拶し、安下処に落ち着いてから、名刺を準備して頭首に挨拶し、次に單寮に挨拶する。この諸役への挨拶が終わると、寢堂(応接室)に疏帖を持ち込んで、拜請先の住持の出堂を要請し、相見して焼香三拜してから、拜請内容を諮稟し、疏帖を呈示する。西堂・頭首・耆旧といった住持でない者の場合は、順序が異なるが、内容は同じである。

晋山許可を得られれば、後日、法堂に疏帖を設置して、法鼓を鳴らして大衆を集め升座説法して、退山と晋山を知らせることになる。

至日、法堂上に於いて、疏帖を安排し、鼓を鳴らして衆を集む。専使、侍者どもと共に、住持の出でて升座説法するを請う。新長老ならば只だ是れ専使自ら請う。(中略) 如し新出世の人は是れ法嗣ならば、当寺の住持下座して、

当に法衣を付すべし。(中略) 新長老、拈衣して法語有り。披衣竟れば、法座下に就いて、主人を請うて、坐を敷いて大展九拜して、得法を謝す。然して後ち疏帖を拈す。如し法子に非ざれば、但だ住持下座するに於いて、すなわ便即ち拈衣す。

至日、於法堂上、安排疏帖、鳴鼓集衆。專使同侍者、請住持出升座說法。新長老只是專使自請。(中略) 如新出世人是法嗣、当寺住持下座、当付法衣。(中略) 新長老、拈衣有法語。披衣竟、就法座下、請主人、敷坐大展九拜、謝得法。然後拈疏帖。如非法子、但於住持下座、便即拈衣。⁸⁾

この時、現住ではなく大衆から新たに出世する場合、住持から分座(引座)されるのだが、新出世の人が現住の法嗣(法子)であれば、住持は下座して新出世の弟子に專使が用意した法衣を付し、新出世の弟子(新長老)は衣を拈じて法語を唱え、その場で披衣して大展九拜をして、印可に感謝する。新出世の人が住持の弟子でない場合は、住持は下座するだけで、新出世の人もただ拈衣法語するだけとなる。

專使接して、維那等の人に度与し、宣読し了んぬ。法座を指さし(法語有り)、升座す。先ず拈香祝聖、次いで官僚(便ち嗣法香を拈じる有り。或いは入院して方めて拈出す)。次いで索話、問答、提綱、敘謝して、結座す(若し是れ法嗣ならば、下座して、住持前に於いて触礼三拜し、証明を謝す。法嗣に非ざれば、下座して、便ち行いて人事す)。

專使接、度与維那等人、宣読了。指法座(有法語)、升座。先拈香祝聖、次官僚(有便拈嗣法香。或入院方拈出)。次索話、問答、提綱、敘謝、結座。(若是法嗣、下座、於住持前触礼三拜、謝証明。非法嗣、下座、便行人事)。⁹⁾

新出世の人が披衣すると、専使は維那などに疏帖を渡して宣読してもらう。それがおわると新出世の人は、法座を指さし法語を唱え升座する。法座上では、最初に香を拈じて皇帝の長寿を願ひ、官僚の長寿を願う。つまり祝聖祝寿である。次に素話（鈞語）、問答、提綱、自叙、謝語があつて、結座となり下座する。下座時に弟子の場合は住持による嗣法証明に感謝してから、住持、知事、頭首、大衆と順に賀謝を述べる。新出世の人の升座が終わると、僧堂（禪堂）で出齋と茶礼があり、以後、挨拶回り、昏鐘湯菓などが行われる。以上の退山式の法堂内式次第を略示すると「疏帖宣読↓分座↓拈衣↓升座↓祝聖・官僚香↓素話↓問禪↓提綱↓自叙↓謝語↓結座」となる。

退院出立の日になると、諸堂に辞退の挨拶回りをするが、首座や現住の場合は辞衆上堂を行い、挨拶と茶礼をして送り出し、西堂や耆旧の場合は適宜、住持が斟酌して送り出す。

『校定清規』の拝請先の退山式と『禪苑清規』とを比較すると、『校定清規』の特徴は二点ある。一点は升座説法の次第が「拈香、素話、問答、提綱、自叙、謝語」と定められ、祝聖拈香が組み込まれた点である。

もう一点は嗣法儀式が形成されたことで、嗣法儀式の内容は三つ。

1、法衣を付与される。初出世の人には升座の前に、専使が用意した長老用（住持用）の法衣が付囑されるのは「禪苑清規」と同じだ。だがその際に『校定清規』では、弟子の場合には、住持が法衣を手渡しして、弟子が披衣して大展九拜して得法を謝する¹⁰⁾。

2、嗣法香を拈じる。「嗣法香を拈ず。或いは入院して方めて拈出す」と、退山寺院もしくは晋山寺院で嗣法香を拈ずる。

3、師の証明に謝拜する。升座説法の後に住持の証明に対して触礼三拜をする。

このように南宋になると、嗣法関係を公表することが定式化されはじめる。

二 入院、掛搭、視篆式

新命が拜請先の退山寺院から晋山寺院の安下処に到着すると、晋山寺院先から両班などが出向いて挨拶して、入院の日時や役配などを取り決める。入院当日は、

至期、法器動けば、大衆、三門外に出て、遠く由り近きに至るまで排立し、門首に到れば迎接す。住持、門首に至れば、三門を指さす（法語有り）。次いで仏殿にて、焼香礼拝す（法語有り）。次いで僧堂に帰して掛搭す（清規の載するに拠れば、新任持、三門に入るも包を解かず、三門を指さし法語有りて、次いで且過に帰して濯足す。先に僧堂に帰して掛搭し、方めて仏殿に入りて焼香す。問々古法を行ずる人有り。亦た住持の意に在るのみ）。

至期動法器、大衆出三門外、由遠至近排立、到門首迎接。住持至門首、指三門（有法語）。次仏殿、焼香礼拝（有法語）。次帰僧堂掛搭（挾清規載、新任持入三門不解包、指三門有法語、次帰且過濯足。先帰僧堂掛搭、方入仏殿焼香。問有行古法之人。亦在住持之意）。¹¹

新命が晋山寺院に向かうと、大衆は三門の外に出て並び立って迎接する。新命が三門に到着すると三門を指さして法語を唱え、続いて仏殿で焼香礼拝法語を行って、解包洗足して僧堂に掛搭する。ただ割注に「清規の載するに拠れば」として、『禪苑清規』と同じ古法の次第（三門法語→解包洗足→僧堂掛搭→仏殿焼香）も示されており、新命の意志でどちらでもよいとある。

続いて僧堂への掛搭だが、

挂搭の法。僧堂前の鐘を斂む。大衆先ず鉢位に帰して立定。住持人、聖僧前にて焼香し、參随と共に大展三拝す。維那当面に問訊して、住持人に鉢位に帰するを請い、触礼三拝し、住持答一拝す（惟んみるに少林の淨慈、靈隱に住するに、並べて要らず兩班齊しく送りて鉢位に帰して、触礼三拝す）。

次に維那引いて巡堂一匝し、聖僧前に向いて、並べて立ちて問訊して出ず。參随、後に随い出ず（清規の載するに拠れば、新住持、先ず入堂して焼香し聖僧に參ず、參随と共に大展三拝し、共に巡堂一匝す。維那、鉢位に就くを請うて、触礼三拝し、挂搭す）。

挂搭之法。斂僧堂前鐘。大衆先婦鉢位立定。住持人、聖僧前焼香、同參随大展三拝。維那当 faced 問訊、請住持人婦鉢位。触礼三拝、住持答一拝（惟少林住淨慈靈隱、並要兩班齊送婦鉢位、触礼三拝）。

次維那引巡堂一匝、向聖僧前、並立問訊而出。參随隨後出（扱清規載、新住持、先入堂焼香、參聖僧、同參随大展三拝、同巡堂一匝。維那請就鉢位、触礼三拝、挂搭）。

新命の威儀が整うと、僧堂前の鐘を打ち上げる。すると大衆が禪堂の席次にしたがい立って待つ。新命は入堂して聖僧に焼香し、随行者とともに座具を大展して三拝し、終わると維那が問訊して新命に帰位を請い、着位すると大衆が触礼三拝して、新命が答拝（対拝）する。その後巡堂し聖僧に問訊して退堂する。ここでも割注で「清規の載するに拠れば」として、『禪苑清規』と同じ次第（入堂↓聖僧三拝↓巡堂↓帰位↓触礼三拝↓退堂）が記されている。

さらに続いて「次詣土地堂、祖師塔、焼香」と、土地堂と祖師塔（堂）と巡堂焼香が行われる。そして『校定清規』では巡堂後の方丈での「視篆式」が詳述される。視篆式とは住持就任手続き（実印、歴代住持、財産目録等の確認）である。

然る後ち方丈に入り、焼香一炷し、座に拠る。侍者問訊し了れば、主人法語有り。畢れば行者、卓を入れ、都寺進前して問訊し、寺印を呈す。当に預め卓子に筆硯及び寺印を安排し、仍た状子を備えて、卓上に展す。住持、封頭を看れば、都寺開封し、住持に呈し過ぐ。

状に就いて先ず押字し、次いで日子を書し、行者、日子の処に印せしむ。状は係れ都寺が収め、印子は隨即に封押し、衣鉢閣に歸して、衣鉢侍者或いは親隨の行者に付与す。行者、卓を退けば、住持、身を起す、知事全班、進前して立定す（後略）。

然後入方丈、焼香一炷、拠座。侍者問訊了、主人有法語。畢、行者入卓、都寺進前問訊、呈寺印。当預安排卓子筆硯及寺印、仍備状子、展於卓上。住持看封頭、都寺開封、呈過住持。

就状先押字、次書日子、行者使印於日子処。状係都寺収、印子隨即封押、婦衣鉢閣、付与衣鉢侍者、或親隨行者。行者退卓、住持起身、知事全班、進前立定（後略）。

最初に新命住持が焼香して座に就く。そうすると侍者が問訊して、新命住持が法語を唱える。終わると行者が「筆、硯、寺印、状子（証明書等）」を並べた机を運び入れる。すると都寺が問訊して新命住持に封緘された寺印を呈示し、新命住持が封緘されていることを確認してから、都寺が開封して、新命住持に寺印の内容を展覧してもらう。

その後で新命住持は状子に自署し日付を書くと、行者が寺印を日付に押す。状子は都寺が収納し、寺印はすぐさま封緘して、住持用の保管庫にしまつて侍者や行者に管理させる。行者が机を下げると、住持が立ち上がり、知事と両班が前に出て立って、焼香札拜が行われ、祝賀が述べられて、視篆式は完了する。

以上『校定清規』における入門から式次第前半メイン行事である視篆式までを略示すると「三門法語→仏殿焼香法語→僧堂掛搭（僧堂→仏殿も可）→土地堂焼香→祖師塔焼香→方丈焼香法語→視篆式」となる。

三 出齋、上堂

視篆式後、新命住持が方丈に帰ると、新命住持を齋食へ招待する「請齋」が行われる。その内容は、

都寺、具状もて齋を請う。香を懷んで方丈に詣で稟覆す。庫司行者、箱袱を安排して状子を托し、都寺焼香して状を取りて呈す。常法の如し。次いで行者をして諸山及び西堂・知事・頭首・大耆旧・專使に点心を請わしめ、更かえて少しく歇む。

都寺、具状請齋。懐香詣方丈稟覆。庫司行者安排箱袱托状子、都寺焼香取状呈。如常法。次令行者請諸山及西堂・知事・頭首・大耆旧・專使点心、更少歇。¹⁴

都寺が信者による祝齋の招待状とお香をもつて方丈に詣でて、新命住持に祝齋への出頭を要請する。作法内容は、庫司行者が箱と包みに入れた招待状を持って上がり、都寺がお香を持って焼香をしてから、都寺が招待状を取り出して、新命住持に呈上した。

一方、西堂や諸山などの来賓は、寢堂（応接室）へと入り、そこで行者によって茶礼点心が振る舞われ休憩する。

新命住持が出齋を受けると、齋の前に「齋前上堂」が行われた。いわば信者の食施に対して、住持からの法施での返礼である。

焼香侍者、住持に齋前上堂を覆うかう。仍また行者をして知事・頭首・単寮・諸寮に牌を掛けて覆わしむ。行者をして

預め香草・香炉を法座前の東畔に安排せしめ、專使が焼香行礼し、住持が疏帖を熏じ、仍た和会の禪客が問話するを準備せしむ。

焼香侍者覆住持齋前上堂。仍令行者覆知事・頭首・單寮・諸寮挂牌。令行者預安排香草・香炉於法座前東畔、準備專使焼香行礼、住持熏疏帖、仍和会禪客問話。¹⁵⁾

事前準備は、まず焼香侍者が住持に齋前に上堂を行うことを上申し、そうしてから行者に上堂牌を各寮に掛けさせて、知事などに上堂を知らせる。さらに行者は、法堂に香草と香炉を法座前の東端に配置し、專使による焼香礼拝、住持による疏帖の熏香、禪客による問答の準備支度を行う。また統括役である都寺はこの時に、

都寺預め維那首座に疏帖等を宣ぶる人を請う（先ず敕黄を読み、省割或いは府帖、山門疏、諸山疏、次第に宣読す。有る処は、都寺首座宣読せず、只だ下手人に分けて宣ぶ、亦た覲錢一分有り）。

都寺預請維那首座宣疏帖等人（先読敕黄、省割或府帖、山門疏、諸山疏、次第宣読。有処、都寺首座不宣読、只分下手人宣、亦有覲錢一分）。¹⁶⁾

維那首座に疏帖を宣読する人を要請しておく。宣読方法は、最初に敕黄を読み、次に省割か府帖を読み、その後で山門疏、諸山疏と読んでいくと注記されている。

このように『校定清規』では、晋山式での宣読が明確に定式化される。『禪苑清規』では、拜請先の寺院での書疏の宣読はあったが、晋山先の寺院での宣読は表記されず不明であった。

さて齋前上堂がはじまる。

齋前。行者先ず侍者に鳴鼓を覆い、次ぎて住持に覆う。侍者須らく疏帖、法座前に安排し、維那に宣読を請いたる等の事、周く備わるや否やを問うべし。祝香幾片は、須らく隔日に安排すべし。時に臨みて又た当に問過すべし。惟んみるに法嗣香一片は、住持自ら懷中して、時に臨んで拈出す。

齋前。行者先覆侍者鳴鼓、次覆住持。侍者須問、疏帖安排法座前、請維那宣読等事、周備否。祝香幾片、須隔日安排。臨時又当問過。惟法嗣香一片、住持自懷中、臨時拈出。¹⁷

行者がまず侍者に法鼓を鳴らしてよいかをうかがい、侍者が取り次いで住持に出頭をおうかがいする。侍者は事前に疏帖が法座に配置されているかや、維那に宣読などを頼んだかなど、全て準備されているかを確認しておかなければならない。祝香は侍者が数日前から用意しておく。そして本番前にも再度確認する。ただ法嗣香だけは、住持が懷に入れておいて、自分で拈出することになる。

侍者、住持に祇候して、寢堂に出でて坐す。侍者当面に問訊し了って、東辺に転じて立つ。方丈行者も当面に問訊し了って、西辺に転じて立つ。侍者却下して法堂東北角の側に立つ。二鼓に衆集へば、専使、侍者と同に入り、住持に出づるを請う。

侍者祇候住持、出寢堂坐。侍者当面問訊了、転東辺立。方丈行者当面問訊了、転西辺立。侍者却下法堂東北角側立。二鼓衆集、専使同侍者入、請住持出。¹⁸

上堂は、まず住持が侍者に付き従われて、方丈から寢堂に出頭し、住持はそこに坐す。侍者は正面で問訊してから、轉身して東辺に立つ。方丈行者も正面で問訊してから、轉身して西辺に立つ。つまりこの時、寢堂は法堂に出頭する

前の控室となる。

そして侍者が一度、寢堂から退室して法堂に行き、法堂の状況を確認する。二通目の法鼓が鳴り大衆が集まると、侍者は専使とともに、寢堂に入って住持に上堂を要請する。

且に法座の左辺に、南に面して立たんとす（如し初出世の人ならば、別処に在りて請を受け已り、拈衣し法語有らば、此の処にて更に重畳せず。如し未だ拈出せざれば、当に先ず拈衣して法語有つて、然る後に披衣すべし）。専使焼香して、勅黄或いは省割を度し、帖に及び、次いで疏。住持拈じ罷れば、専使一一に親しく接し、行者に遞与し、宣誦人に度与す。仍つて預め行者兩人をして疏帖を扛かがしむ。

先に計会して、侍者、疏帖を拈じて幾番の法語有るか、或いは逐一に法語有るかを覆過す。則ち次第に之れを度せば、位に退き帰す。宣誦畢るを俟つて、再び焼香し、両展三拝す。住持或いは免じ、或いは触礼、或いは問訊す。

且於法座左辺、面南而立（如初出世人、在別処受請已、拈衣有法語、此処更不重疊。如未拈出、当先拈衣有法語、然後披衣）。

専使焼香、度勅黄或省割、及帖、次疏。住持拈罷、専使一一親接、遞与行者、度与宣誦人。仍預令行者兩人扛疏帖。

先計会、侍者覆過拈疏帖有幾番法語或逐一有法語。

則次第度之、退歸位。俟宣誦畢、再焼香、両展三拝。住持或免、或触礼、或問訊^⑨。

住持が法堂に出頭すると、法座の左辺（法座の前の左辺）に南面して立つ。注記によると、初出世の人で、退院先で

法衣を布施されていない場合は、ここで始めて住持用の衣を拈衣して法語を唱えてから披衣する。

宣読の作法は、專使が焼香をして、住持に勅黄あるいは省割、次に帖そして疏という順番で渡す。住持が拈じ終わると、專使は一つ一つ受け取り、行者に順繰りに渡して、宣読役に送る。

疏帖を法堂で運び入れてくる時などは、行者二人が疏帖を差し上げて持ち運ぶ。また事前に、住持が疏帖を拈じた時に法語を何回唱えるか、もしくは逐一唱えるかがつて、回数をすり合わせておかなければならない、とある。

專使は順次疏帖を行者に渡したら、立ち位置に戻る。宣読が終わるのを待つて、再び焼香して住持に両展三拜する。住持はそれをさえぎり礼拝を免除させるか、あるいは触礼か問訊で答える。

以上『校定清規』における視篆式後から法堂への上堂までを略示すると「方丈にて請齋受け↓来賓茶礼と上堂準備↓寢堂控え↓法堂法鼓出頭↓拈疏帖・宣読法語」となる。

四 祝聖開堂

官費が支給され官員（官僚）が来臨した場合は祝聖開堂となる。

或いは開堂祝聖は、則ち官員自ら疏を度す。然る後ち法座を指す（法語有り）。登座して、先ず拈香して祝聖し、次に官僚にし、次に法嗣を明らかにして、就座す（侍者、逐一香を度す。須用^{すべか}らく香合より盛接して、逐一、炉中に挿むべし）。

如し係^まれ開堂ならば、諸山一人或いは上首一人、法座前の右辺に就き、白槌して（法筵龍象衆、当に第一義を觀るべしと）云い、住持方めに垂語して、禪客問話すべし。

或開堂祝聖、則官員自度疏。然後指法座（有法語）。登座、先拈香祝聖、次官僚、次明法嗣、就座（侍者逐一度香。須用香合盛接、逐一挿向炉中）。

如係開堂、諸山一人或上首一人、就法座前右辺、白槌云（法筵龍象衆、當觀第一義）。住持方垂語、禪客問話。²⁰

最初は疏帖受けと宣説だが、專使の場合と異なるのは、官員が自身で疏を手渡しするところである。次が祝聖で、法語を唱えて法座に登り、祝聖、官僚、嗣法と順に拈香法語が行われる。最後が開堂で、法座前の左辺に官員（專使）が立っているのと対になるように諸山か上首かが法座前の右辺に出てきて白槌師（精義・探題）となり、白槌して問答の開始を告げる。住持がはじめに垂語をし、その後で禪客との問答に入る。

さて『校定清規』では、ここで開堂についての説明が入る。

所謂開堂とは、古え従り之れ有り。輦下に請を受くるが如く、係れ朝廷、官に委ねて、請じて某寺に就かしむ。祝聖開堂は、費用係れ官支す。

故に州郡、此れに效なまい、或いは請じて州衙に就かしめ、或いは請じて城寺に就かしめ、或いは本寺に就かしむるは、皆な官員自ら疏を度し、囑錢等の費も、亦た係れ官支す。今の入院、自ら開堂を冒おすは、非なり。

所謂開堂、従古有之。如輦下受請、係朝廷委官、請就某寺。祝聖開堂、費用係官支。

故州郡效此、或請就州衙、或請就城寺、或就本寺、皆官員自度疏、囑錢等費、亦係官支。今之入院、冒自開堂、非也。²¹

開堂というのは昔からあって、本来は皇帝が直接要請するのを、朝廷が官僚に委託して、住持に要請して寺院に就い

た。なので祝聖開堂の費用は、官庫から布施支給された。

ゆえに州郡でもこれを遵守し、州政府管轄の寺院、城街内の寺院、本寺に就くときは、官僚が来院して公帖を手渡しし、官費から費用が支給される。現在、入寺の時に、官僚の来院もなく費用の施与もないのに、自分たちだけで開堂を行おうとするのはいかなるものか、と『校定清規』は批判している。

つまり開堂とは、本来、皇帝などの治世者・俗人が、教示や衆生教化を要請し、それに応じて行うものであつて、寺院側が支出をして僧侶だけで行うのは、布施や教化という観点から本末転倒であるという批判である。

これは逆に言えば、南宋時代には、皇帝などが檀那でない寺院や僧侶でも、祝聖開堂を行っていたといえる。つまり祝聖開堂の本来の意味が薄れ、住持や檀越がみずから権威付けるため、もしくは習慣的に祝聖開堂が行われていた。さて開堂の式次第に戻って、禪客との問答が終わると、提綱、敘謝と続く。

問答罷れば提綱し、提綱罷れば敘謝す。如し官員・檀越・諸山の入院を送る有れば、侍者須令^{すべ}らく客頭をして、子細に称呼を借問して、目子に具して、逐一謝を称すべし。必ずしも多く談ずべからず。蓋し専ら祝聖するが故なり。如し官員無くんば、或いは一併して専使・西堂・知事・頭首・單寮・蒙堂・諸寮の耆旧・大衆の暫到等の人を謝す。敘謝罷れば、結座なり。如し開堂なれば、又た白槌して（法王法を諦観せり、法王法是の如し）と云いて、住持下座すべし。

問答罷提綱、提綱罷敘謝。如有官員・檀越・諸山送入院、侍者須令客頭、子細借問称呼、具目子、逐一称謝。不必多談。蓋專祝聖故也。如無官員、或一併謝専使・西堂・知事・頭首・單寮・蒙堂・諸寮耆旧・大衆暫到等人。敘謝罷、結座。如開堂、又白槌云（諦観法王法、法王法如是）、住持下座。²²

敘謝は自叙と謝語に分かれる。自叙は自分の感想であり、謝語は列席に感謝の語を述べることで、官員・檀越・諸山が列席していれば、事前に侍者が客頭に命じて、呼称や職名を聞いて目録に記載して、一人ひとりに簡単に謝語を敘べる。もし官員が列席していなければ、専使以下を一回にまとめればよい。

そして謝語を敘れば敘謝が終り、結座となる。開堂の場合は、白槌があつてから、住持が下座する。この後『校定清規』では人事、巡塔、出齋、茶礼があり、昏鐘後に入院小参となり、翌日の諸儀式が記されているが、本稿では省略する。

以上『校定清規』における上堂後の祝聖開堂から結座までを略示すれば「法語登座（陞座）↓祝聖・官僚香・嗣法香↓開堂白槌↓垂語↓問禪↓提綱↓自叙↓謝語↓白槌↓下座（後、挨拶、巡塔、出齋、茶礼）」となる。²³

五 寺院と住持の存在意義

さてこれまで『校定清規』を読んで、南宋の晋山式を見てきた。『校定清規』では晋山式の意味について明示されていない。これはすでに『禪苑清規』に、住持と晋山式の意味が述べられているからであろう。

ただ第二六の新住持入院の末に、住持と寺院の意味について書かれている。そこでこれを読んで、南宋時代には住持と寺院の存在意義をどのように捉えていたのか、その一端をうかがおう。

最初に住持など人の上に立つ者の心がけについて、

夫れ主為る者の貴ぶ所は、人を待するに厚を以ってし、事に臨むに莊を以ってす。語言の邪正を察し、狂妄の乱惑を識る。劳苦、恤あわれまざるべからず、過失且に自ら知る宜べし。倘もし能く是の如くなれば、則ち器おお大く声宏ひろり、

本隆く末盛んなり。

夫為主者所貴、待人以厚、臨事以莊。察語言之邪正、識狂妄之迷惑。勞苦不可不恤、過失且宜自知。倘能如是、則器大声宏、本隆末盛矣。²⁴

人と接するときには厚遇歓待し、式事に臨むときは莊嚴にする。そして自他の言葉の邪正を推し量り、行為の正否を認識して行う。苦勞している人には憐れみ恵み、過失は自分で反省して分かるようにする。もしこのようにできたならば、大人物となり名声もあがり、本来の目的である仏法興隆も、それ以外の些末な事柄も盛大になるだろう。

次は寺院の運営者として心得るべきことで、

古え、叢林を建立するは、老病の為に設く。所以に堂主に命じて、以て菓餌を司らしめ、戒常住、其の供需に足らしめよ。此れ先仏の規制なり。

又た況や八福田中、病を直すを第一と為す。今諸方の延寿堂、有名無実。衲子、病に遇はば、其間に囚つかんわるるが如し。良に憫むべきなり。万一、郷曲、人の虧くるを看る無くんば、公界、当に人を差して之れを直し、速期に病安んずべし。

惟んみるに是れ天童、凡そ一病僧に、一小僕を差して供過す。住持為る者、当に菩薩慈悲の心を推し、意を此に留むべし。更に垂老の士有りて、挂搭を欲求せば、宜しく之れを阻むべからず。能く此の二事を行ずるは、眞の善知識なり。

古者、建立叢林、為老病設。所以命堂主、司以菓餌、戒常住足其供需。此先仏規制也。

又況八福田中、直病為第一。今諸方延寿堂、有名無実。衲子遇病、如囚其間。良可憫也。万一郷曲無人看虧、公

界当差人直之、速期病安。

惟是天童、凡一病僧、差一小僕供過。為住持者、当推菩薩慈悲之心、留意於此。更有垂老之士、欲求挂搭、不宜阻之。能行此二事、真善知識⁽²⁵⁾矣。

元来、叢林（寺院）というものは山林頭陀や行脚ができない老人や病人のために建立された。だから堂主には薬や食事を管理させて、常住する修行僧へ十分に供与しないといけない。これは积尊の規制である。

また『禅苑清規』巻四の延寿堂主浄頭に「八福田中、直病為第一」と言うように、八種類の人（仏、聖人、僧、和尚、阿闍梨、父、母、病人。）のうち、病人を治療するのを第一の供養とするが、今、治療院である諸方の延寿堂は有名無実となっており、行脚僧が病気になるて延寿堂に入っても、まるで囚人のような扱いであり、可哀想だ。また村や地域に病人などがあつて面倒を見る人がいないならば、お寺で人を派遣して治療して、速やかに安心させるべきである。

天童寺では、病気の僧一人に、一人の看病人を差し遣わして世話をさせている。住持たるものは、菩薩の慈悲心に留意しないといけない。また老人であつても、修行したいと求めるなら、拒否すべきでない。病人や老人といった弱者には慈悲心で対応するのが、真の善知識である、という。

最後に寺院の経営者として、

土木の一事、衆口を減え^{つひ}尅^{けず}り旧規を規^{そと}易^かうるべからず。謂^{おも}えらく我が住持は能く此の事を成し、又た日に就いて傾頹するを坐視すべからず。当に常住の有無を計り、檀度を誘化し、利を後に垂るべし。

山門或いは四方に化を遣わす有れば、或いは僧、或いは行、宜しく紹統に与るべし。或いは建会の類、皆な^や廢む

べからず。当に古人建立の難を思うべし。施主、山に到れば、慇懃に祇待せよ。庶こいねがわくば信心を広げんことを。土木一事、不可減尅衆口勸易旧規。謂我住持能成此事、又不可坐視日就傾頽。当計常住有無、誘化檀度、垂利於後。

山門或有遺化四方、或僧或行、宜与紹統。或建会之類、皆不可廢。当思古人建立之難。施主到山、慇懃祇待。庶広信心也。⁽²⁶⁾

農耕土木は、大衆の食い扶持（收穫量）を減少させたり、従来の方式を改悪してしまつてはいけない。住持たるものは、よくよくこの事を考えなさい。また日に日に寺院の経営が傾き土地建物が廢れていくのを座視してはいけない。まさに寺の資財である常住物の有無状況を計算計画して、檀信徒の布施を誘引教化し、寺院の利益財を後世に引き継いでいくべきである。

寺院が僧侶や行者を遣わして、色々なところに布教やお参りをしているのであれば、それを継続していくべきである。建物や法会は廢絶してはならない。先人の建立の苦勞を思つてみよう。檀信徒や人々が寺に來たなら、丁寧に礼儀正しく対応して、信心を広めていけるようにしよう、とある。

まとめ

以上『校定清規』によって、南宋時代の晋山式を見てきた。その結果、式次第は大枠で北宋の『禪苑清規』と変わらないことと、茶礼、祝聖開堂、嗣法儀式などが慣習化していることが判明した。

また『校定清規』には開堂や視象式の作法が詳述されており、本稿で初めてそれを含めた式次第の作法内容を訓読

解説した。今後はこれを基準例として、寺院規模や地域環境さらには時代による変容の比較検討がまたれよう。

さて住持に要求される職能として、北宋の『禪苑清規』では「伝法、住持、出世、伝灯」が挙げられていた。これは要するに、住持が仏法の正統継承者として寺院に止住して、遍参行脚してくる修行僧や参拝の在俗信者に、問答教説を行うことを求める、仏教指導者としての能力であった。

対して南宋の『校定清規』では、住持に求められる職能は三つ。一、人への接遇を厚くし、威儀礼節を正し、言動を慎み、艱苦を優恤し、自省を怠らないこと。二、修行僧のために食事や薬を与えて療養所を備え、老人や病人といった社会弱者のために看護や治療の人を派遣するべきで、老人であろうとも修行を志すならば受け入れること。三、寺院経済を強化繁栄させ、各地に布教を行い、檀那(施主)には丁寧な礼節を持って接すること。

つまり南宋の住持には、指導者の能力に加えて、一、「克己復礼」的な礼節、二、大乘菩薩の慈悲心の実践、三、経営実務能力というように、寺院経営能力が求められていることがわかる。

南宋時代には、大寺院は荘園領主として自営納税し、住持ないし役位は郷紳的立場で、世俗と交わる必要があった。それゆえに住持や役位は、僧侶の修行生活を守るため、出家遁世者の超俗的立場ではなく、世事・人情への配慮、社会的責任が求められた。

そこから南宋において「出世(住持)」には、指導者に加えて福利責任者と寺院経営者という新たな意味が付与されたことが指摘できる。

冒頭の陸九淵の論説で見たように、儒教もこの時代には「経世済民」を意識する。儒教と仏教との違いは、儒教は統治者・官僚として政策(公義)を打ち出すが、仏教は民間団体(NGO)として寄付金(補助金)や自己資金で支援活動(私利)を行うという点だ。仏教は慈悲に基づいて、弱者への義(社会福祉)を優先する。そのような大乘菩薩行は、三階教のようにすでに隋唐代に実践されていたが、宋代には新しい形で実践されたのだった。

日本仏教との関係で考えると、日本中世の寺院制度は、宋元仏教を模したとされ、しばしば日本仏教研究で南宋の寺院制度について言及される。たとえば今枝愛真は、南宋は五山十刹制度が創設されて、寺院の中に一般社会の官僚機構が導入され「官僚階級との接近をふかめ、広大な土地の寄進をうけて、(中略)民衆への布教はきわめて消極的で、禅林は貴族的な雰囲気と蔽われていた」⁽²⁷⁾と述べており、日本仏教史研究では、あたかもこれが南宋仏教かのようにイメージされることがある。しかし本稿で考察したように、南宋仏教は官僚と癒着して「貴族的(銜学耽美で脱俗的という意味だろう)」であったとは言えない。清規は中世東アジア仏教に通底する「慣習法」であり、東アジア仏教を描き出すためには、より一層の基盤研究と事例研究がまたれる。

最後に現代的視点から考えると、まず組織として、仏教教団が真摯に存在意義を問うならば、宗教規範である戒律や清規を亀鑑として、教団の目的と活動を点検し更改し質を高めていかねばならない。さもなくば教団は即座に世俗組織化もしくは既得権益化する。そして住職(和尚)という首長(組織人)は、南宋では宗教指導者、福利責任者、寺院経営者という職能が求められた。では現在の住職に求められる職能とは何か。これを考え実践していかないと、住職の存在意義は危うくなるばかりだ。教団や住職の内省のためにも、戒律、清規、壁書などの研究は必要だろう。

注

- (1) 包偉民『宋代城市研究』中国学術文庫、中華書局、二〇一四年、参考。
- (2) 『後村先生大全集』巻五一、奏議三。「塙中之金」は後漢の董卓が築いた鄴塙という貯蔵庫の食料や金品をいう。
- (3) We would argue that “duty,” i, came more and more in Southern Sung to be applied in contexts having to do with voluntary social action and semi-formal governance at a level lying between family and state. Robert P. Hymes & Conrad

Schirokauer, eds. *Ordering the World: Approaches to State and Society in Sung Dynasty China*. UC Berkeley Press, 1993. Introduction, p. 55.

- (4) 『陸九淵集』卷二、与王順伯。
 (5) 『陸九淵集』卷二、与王順伯。
 (6) 『校定清規』は、新文豊出版公司版『卍統藏經』第一一二冊所収本を用いる。頁数を挙げる場合は「卍統藏一二二、某頁」と表記する。北宋の晋山式と住持の職能については、すでに『禪苑清規』に基づいて別に述べた。拙著「北宋の晋山式と住持の職能」『禪学研究』卷九六、二〇一八年。付言すると、『校定清規』には語法と文法に、一定の傾向がみられる。それは南方語（閩南語、呉語、粵語など）の影響で、たとえば是構文の繫辞「是」を「係（系、系是）」としているのは、現代広東語でも用いられる語法だ。訓読には、語法と文法に注意が必要となる。
- (7) 『校定清規』卷上、卍統藏一二二、八頁上。門状は名刺。行堂はここでは行者堂。
 (8) 『校定清規』卷上、卍統藏一二二、八頁下。
 (9) 『校定清規』卷上、卍統藏一二二、八頁下。
 (10) 『校定清規』以前の例として、円爾は端平二年（嘉禎元年、一二三五）に入宋して、無準師範から印

可を受けているが、彼は法衣以外に宗派図なども贈られており、絶対的な決まりはないようだ。石山幸喜編『聖一国師年譜』羽衣出版、二〇〇二年。
 (11) 『校定清規』卷上、卍統藏一二二、一〇頁上。
 (12) 『校定清規』卷上、卍統藏一二二、一〇頁上。
 (13) 『校定清規』卷上、卍統藏一二二、一〇頁下。「押字」は自署、花押、書き判、サイン。「日子」は日付。「隨即」はすぐに、すぐさま。

(14) 「具状」は、蘇東坡の「祭大覚禪師文」（『蘇東坡全集』卷九一、祭文四〇）などに見え、後代の『敕修百丈清規』の「齋状」（大正藏四八、一二二五頁下）にも例が見える。官吏などが奏状などに官職位を書かずに「具位」と書いた文書のこと。具状を寺院や住持に出す意味は、世俗の地位を否定して、仏前にへりくだり、宗教指導者である新命住持に敬意をあらわすことを意味しており、仏教が世俗の地位区別を否定し平等を尊重することを示している。「稟覆」は申し上げる、うかがう。稟覆の稟は申し上げるの意、覆は復もしくは敷と同義で、ここでは申し上げる、うかがうの意。
 (15) 『校定清規』卷上、卍統藏一二二、一〇頁下。覆は前註にもあるように、復もしくは敷と同義。うかがう、しらべる、かんがえる、あきらかにす、答

えるの意。現代広東語で返事をする、回答するの意。

(16) 『校定清規』卷上、卍統藏一一二、一〇頁下〜一一

頁上。「敕黄」は皇帝の勅書、「省割」は中央の中書省などの公文、「府帖」は地方の行政府の公帖。

「囑銭」は達囑拏の銭金の意味で、現在では囑金、

達囑、下囑と書くことが多い。達囑拏は *daṅṅina*

もしくは *daṅṅina* で謝礼、寄進、贈与、財施の

意味。法要や齋会の費用もしくは法衣の費用を寄進することをいう。

(17) 『校定清規』卷上、卍統藏一一二、一一頁上。

(18) 『校定清規』卷上、卍統藏一一二、一一頁上。祇候は奉仕する、付き従う。

(19) 『校定清規』卷上、卍統藏一一二、一一頁上。

(20) 『校定清規』卷上、卍統藏一一二、一一頁上。

(21) 『校定清規』卷上、卍統藏一一二、一一頁上〜下。

(22) 『校定清規』卷上、卍統藏一一二、一一頁下。「一併」は一緒にする、合併する意味。

(23) ちなみに普通の上堂(つまり祝聖開堂をしないの)

であれば、官僚と白槌がないので、開堂は「上堂→索話→問禪→提綱→自敘→謝語→下座」となる。

(24) 『校定清規』卷上、卍統藏一一二、一三頁上。

(25) 『校定清規』卷上、卍統藏一一二、一三頁上〜下。

戒常住は受戒して寺院に常住する僧侶。受戒せず

に常住して庶務を行う「童行」や、受戒をしたが常住せずに遍參修行する行脚僧と区別した言い方。

(26) 『校定清規』卷上、卍統藏一一二、一三頁下。

(27) 今枝愛真『中世禪宗史の研究』東京大学出版会、

一九七〇年、一四二頁。また玉村竹二「五山・十刹・諸山」『五山文学』至文堂、一九五五年など。